

金沢市監査公表第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、金沢市長及び金沢市教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 6 年 8 月 13 日

金沢市監査委員 西尾 昭浩
金沢市監査委員 中村 哲郎
金沢市監査委員 高 誠
金沢市監査委員 源野 和清

1 包括外部監査

（その 1）

- (1) 措置通知があった年月日 令和 6 年 6 月 27 日
(2) 措置を講じた局等 土木局道路管理課
(3) 監査結果の公表年月日 平成 30 年 4 月 11 日（平成 30 年監査公表第 8 号）
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
意見（172 ページ） 道路照明の LED 化について、機器更新に合わせた LED 化では事業完了までに相当の期間を要することから、リース方式の導入を含め、事業のあり方を検討する必要がある。	令和 3 年度に道路照明灯の LED 化に向けた事業手法の検討を行い、省エネルギー改修に係る経費を消費電力削減分でまかなう E S C O 事業にて実施することとした。 令和 4 年度に公募型プロポーザルにより事業者を決定した後、設計・調査を行い、令和 5 年度に道路照明灯の LED 化を完了した。

（その 2）

- (1) 措置通知があった年月日 令和 6 年 6 月 27 日
(2) 措置を講じた局等 こども未来局青少年健全育成センター
(3) 監査結果の公表年月日 令和 5 年 4 月 21 日（令和 5 年監査公表第 8 号）
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
意見（67 ページ） 土子原こども野外広場の宿泊棟は、安全に施設を維持していくため、錆びた屋根の修繕を計画的に実施すべきである。	令和 6 年 3 月に屋根の錆落とし及び塗装により修繕を完了した。

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年6月27日
(2) 措置を講じた局等 都市政策局交通政策課
(3) 監査結果の公表年月日 令和5年4月21日(令和5年監査公表第8号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
意見(58ページ) 神田交通公園の事務所・事業所における天井の穴は、明らかに修繕が必要であり早急に対応すべきである。	令和5年度に天井修繕工事を完了した。

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年7月4日
(2) 措置を講じた局等 教育委員会学校指導課
(3) 監査結果の公表年月日 令和2年4月13日(令和2年監査公表第9号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
意見(120ページ) 取得年度が古いものを検討する際に、中古ピアノを寄付により取得した場合には、取得した時期ではなく製造した時期を基準として行う必要がある。	寄付により取得したピアノの更新については、取得年ではなく、製造年を基準とするよう改めた。

(その5)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年7月5日
(2) 措置を講じた局等 福祉健康局福祉政策課
(3) 監査結果の公表年月日 令和5年4月21日(令和5年監査公表第8号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
意見(79ページ) 金沢市松ヶ枝福祉館は、施設の一部(窓枠の下部(腰壁)の位置)に安全上のリスクがある。利用者に周知はしているものの、事故の起きやすさ、事故が起きた際の大きさを考え、転落事故を防ぐ対応をすべきである。	一般利用が可能な会議室については、小学生以下の利用禁止を継続するとともに、窓枠に固定具を取り付け、換気のため数センチ程度しか開閉できないよう対策を講じた。

(その6)

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年7月10日
(2) 措置を講じた局等 文化スポーツ局スポーツ振興課
(3) 監査結果の公表年月日 令和5年4月21日(令和5年監査公表第8号)
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
意見（62 ページ） 城南市民体育館の屋根・外壁の修繕を早急に実施し、利用者の使用に支障が生じる状況は改善しなければならない。	令和5年度に城南市民体育館の屋根・外壁の改修工事を完了した。

（その7）

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年7月10日
(2) 措置を講じた局等 文化スポーツ局文化財保護課
(3) 監査結果の公表年月日 令和5年4月21日（令和5年監査公表第8号）
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
意見（103 ページ） 浅丘埋蔵文化財分室について、衛生環境に問題があるため、鳥獣の侵入を防ぐ対策を実施する必要がある。	令和5年度に鳥獣の侵入を防ぐため、窓の改修工事を完了した。

（その8）

- (1) 措置通知があった年月日 令和6年7月11日
(2) 措置を講じた局等 企業局お客様サービス課
(3) 監査結果の公表年月日 平成26年4月11日（平成26年監査公表第11号）
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
意見（1-85） 料金徴収事務手続においては、滞納なく支払っている多くの使用者との公平性を損なわぬよう、入金額の充当方法を検討する必要がある。	時効満了日の管理が可能な上下水道料金システムを導入し、時効の更新手続きを厳格に実施しながら入金額の充当を行うこととした。
指摘事項（1-89） ガス、水道料金については、最高裁上告不受理決定を踏まえ、私債権として取り扱うこととし、それに合わせて適切な不納欠損処理を実施すべきである。	公債権と私債権を区分して管理可能な上下水道料金システムを導入し、それぞれの管理を適切に行うとともに、私法上の債権について、みなし消滅による不納欠損処分ができるよう金沢市財務規則及び金沢市企業局会計規程を改正し、厳格に不納欠損処理を実施することとした。 なお、ガス事業については、令和4年4月1日に民間譲渡した。

<p>指摘事項（１－９０）</p> <p>料金徴収事務手続においては、時効の中断手続を実施する必要があるとともに、今後行う不納欠損処理については、時効を確認し、適正に処理する必要がある。</p>	<p>時効満了日の管理が可能な上下水道料金システムを導入し、時効の更新手続を厳格に実施するとともに、時効の成立を債権毎に確認し、不納欠損処理を行うこととした。</p>
<p>指摘事項（１－９１）</p> <p>ガス、水道料金及び下水道使用料については、延滞金の徴収を行うべきである。</p>	<p>公債権である下水道使用料に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用をより適切に行うため、延滞金の管理が可能な上下水道料金システムを導入し、延滞金を徴収することとした。</p> <p>なお、私債権である水道料金については、供給停止措置などにより負担の公平性が確保されていることから、遅延損害金は徴収しない。</p> <p>また、ガス事業については、令和４年４月１日に民間譲渡した。</p>